

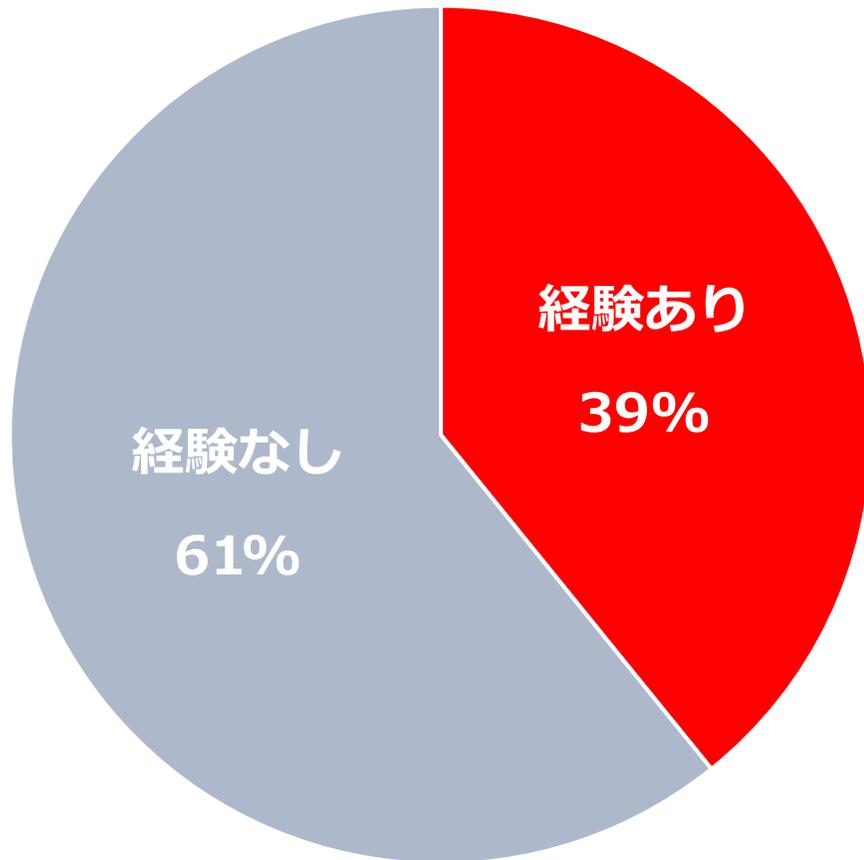
特定受託事業者に係る 取引の適正化等に関する法律（フリーランス法） について

【令和6年11月1日施行】

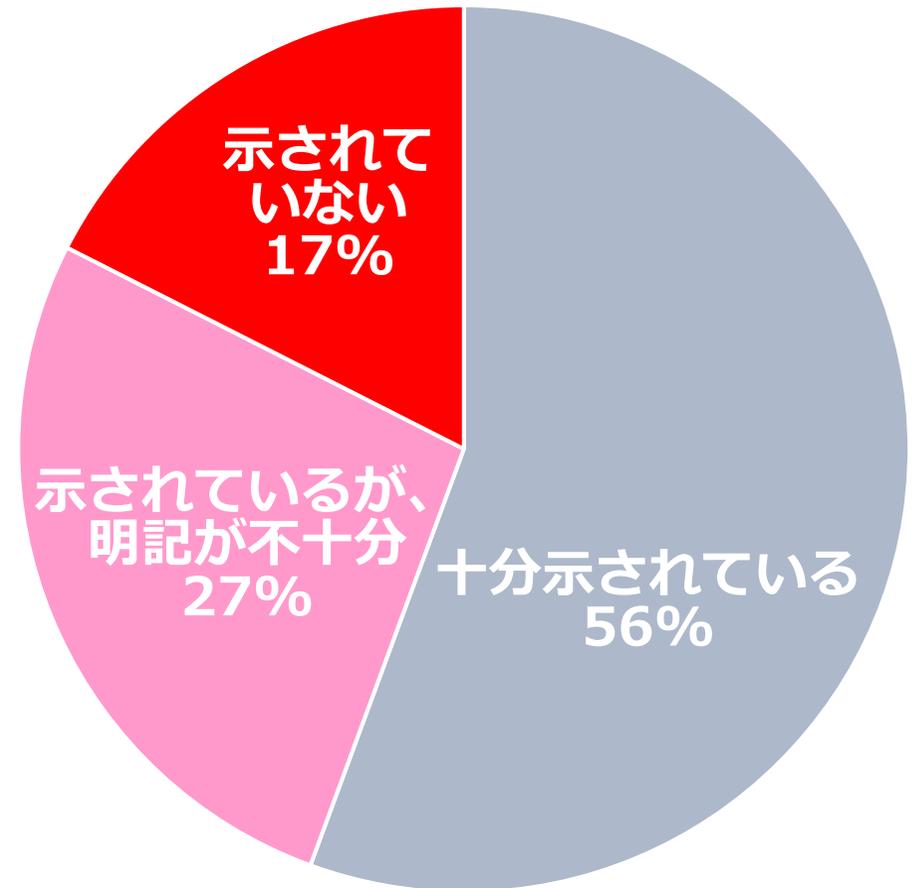
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

➤ 近年、働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及

納得できない行為を受けた経験



取引条件や業務内容の提示状況

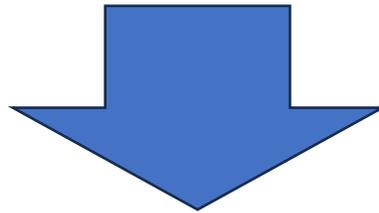


問題が生じている要因

- フリーランス（個人）と、発注事業者（組織）との間には、**交渉力や情報収集力の格差が生じやすい**

例えば…

- ① 従業員がいない受注事業者は時間等の制約から事業規模が小さく特定の発注事業者に依存することとなりやすい
- ② 発注事業者の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが多い



取引上、弱い立場に置かれやすい

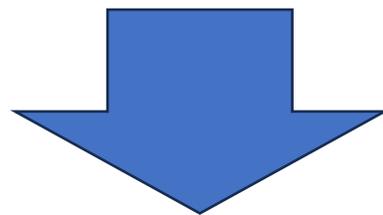
本法律での対応

- 発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける

取引の適正化

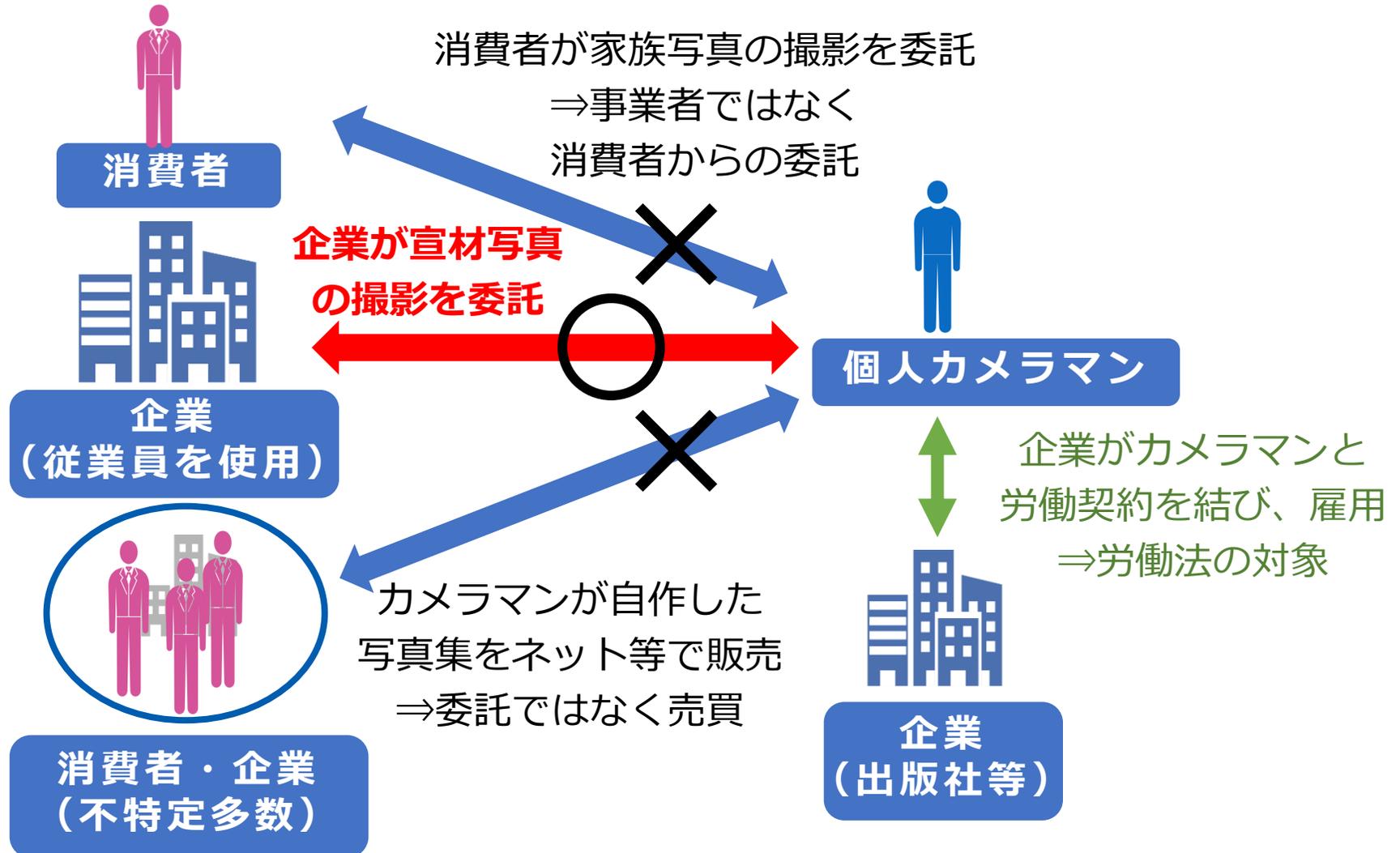
就業環境の整備

- 対象となる当事者・・・(特定) 業務委託事業者
特定受託事業者 (フリーランス)
- 対象となる取引・・・業務委託



事業者間 (BtoB) における委託取引 が対象

(例) 一人のカメラマンが
様々な仕事を行う場合



➤ 従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスと、従業員を使用して「組織」として業務委託をする特定業務委託事業者（発注事業者）との間の業務委託に係る取引に適用

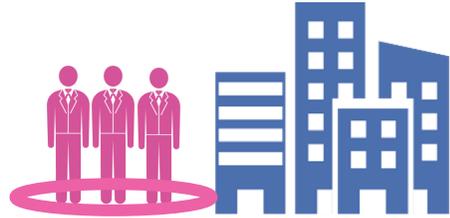
➤ 「従業員を使用」とは…

週所定労働時間が20時間以上

かつ

継続して31日以上の雇用

適用 ○



特定業務委託事業者
(発注事業者)

× 適用されない

フリーランス



雇用 雇用 雇用

- ・ 週15時間
・ 2ヶ月の雇用見込み
- ・ 週30時間
・ 2週間の雇用見込み
- ・ 週15時間
・ 2週間の雇用見込み

該当しない
「従業員」に

フリーランスに
該当しない

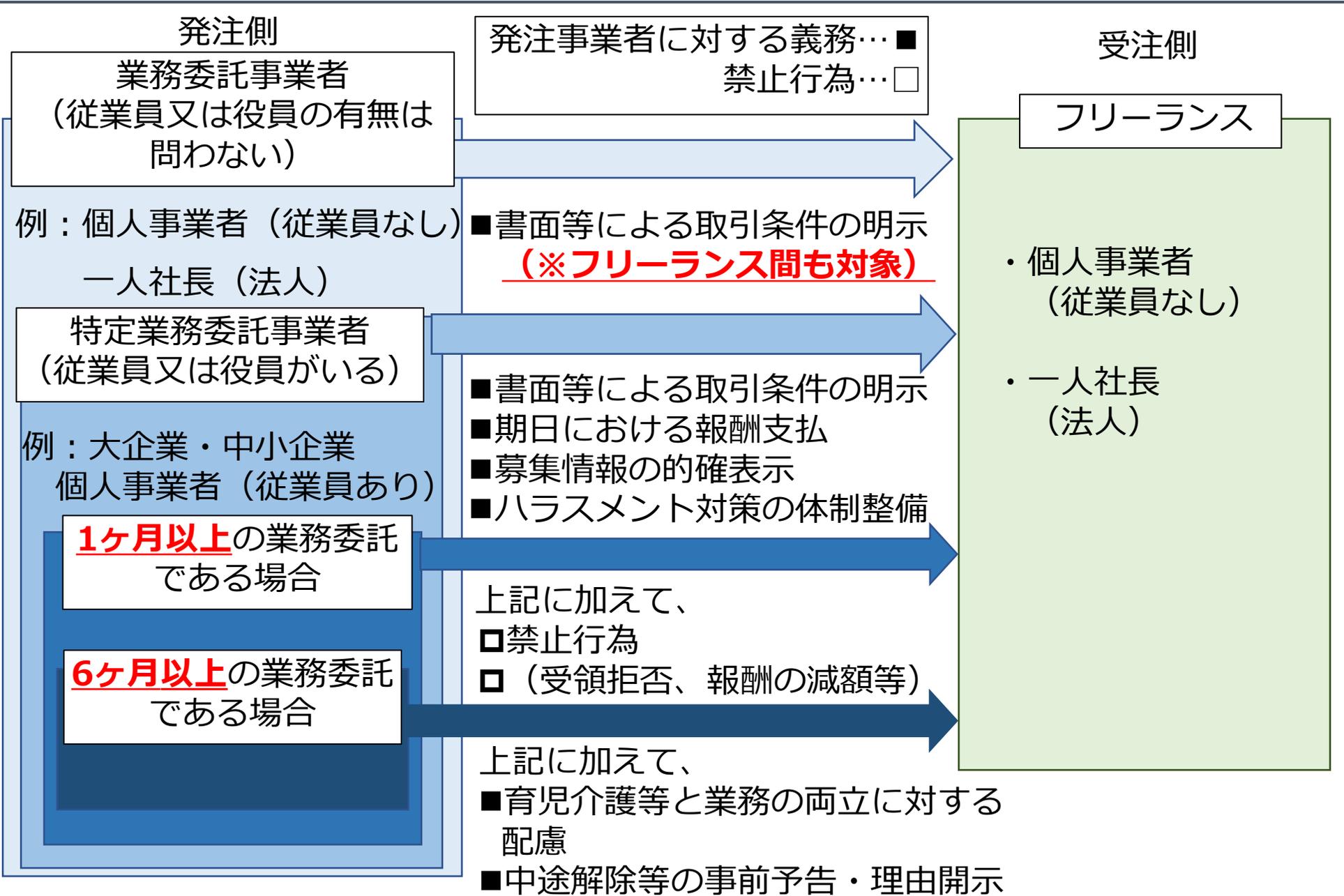


雇用

- ・ 週30時間
・ 2ヶ月の雇用見込み

該当する
「従業員」に

本法律の対象者と規制内容の概要



- ▶業務委託をした場合は、直ちに、フリーランスの
給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、
書面又は電磁的方法（メール等）により明示しなければならない。
（3条1項）

<明示すべき事項>

- ①業務委託事業者（発注事業者）及びフリーランスの名称
- ②業務委託をした日
- ③フリーランスの給付の内容
- ④給付を受領または役務の提供を受ける期日
- ⑤給付を受領または役務の提供を受ける場所
- ⑥給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日
- ⑦報酬の額及び支払期日
- ⑧現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払い方法に関すること

➤内容が定められない正当な理由があるもの（未定事項）については、その明示を要しない。



内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。（3条1項ただし書）

取引条件の明示（**当初**の明示）

- ・未定事項以外の確定している事項
- ・未定事項の内容が定められない理由
- ・内容を定めることとなる予定期日

取引条件の明示（**補充**の明示）

- ・確定した事項
- ・当初の明示との関連性を示す記載
(例：この書面は、○年○月○日付け発注書の記載事項を補充するものです。)

定めた後、
直ちに

業務委託事業者
(組織・個人)

フリーランス

業務委託事業者
(組織・個人)

フリーランス

- メール等の電磁的方法により明示した場合、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければならない。（3条2項）
- フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合は、この限りではない。（3条2項ただし書）

<明示の方法>



業務委託事業者
(組織・個人)

①書面の交付

①②いずれの方法でも可

②電磁的方法での提供（※）
(電子メール、SMS、SNSのメッセージ等)



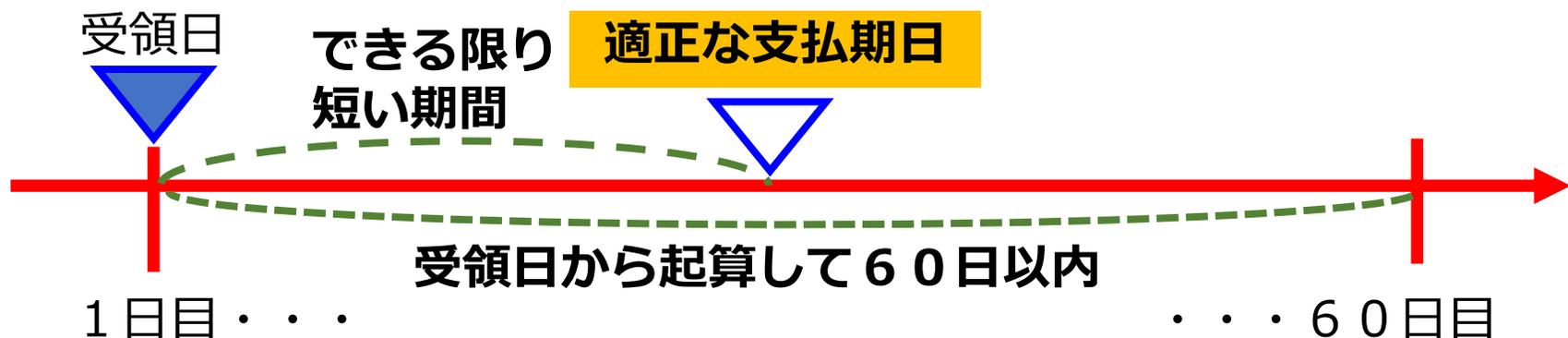
フリーランス

(※) 後になってフリーランスが書面の交付を希望した場合



改めて書面で明示が必要
(フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合を除く)

- ▶ 特定業務委託事業者（発注者）は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない。（4条1項・5項）
- ▶ 支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定される。（4条2項）
 - ① 当事者間で支払期日を定めなかったとき
⇒ 物品等を実際に受領した日
 - ② 物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき
⇒ 受領した日から起算して60日を経過する日



➤ **（再委託の例外）**

- ①再委託である旨
- ②元委託者の名称（識別できるもの）
- ③元委託業務の対価の支払期日

を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、

元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることができる。（4条3項）

➤再委託の例外で認められる支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、フリーランスに対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。（4条6項）



➤ フリーランスとの **1か月以上の業務委託** に関し、
①～⑦の行為をしてはならない。



特定業務委託
事業者
(組織)

業務委託



フリーランス

①受領拒否

フリーランスに責任がないのに、委託した物品等の**受領を拒む**こと（1項1号）

発注者の一方的都合により発注をキャンセルすることを含む

②報酬の減額

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた**報酬の額を減らす**こと（1項2号）

減額についてあらかじめ合意があったとしても、フリーランスに責任がない場合は違反

③返品

フリーランスに責任がないのに、物品等を受領後、その物品等を**引き取らせる**こと（1項3号）

以下のような要素を総合考慮

- ①対価の決定方法
- ②差別的であるかなど対価の決定内容
- ③「通常支払われる対価」との乖離状況
- ④必要な原材料等の価格動向

④買ったとき

フリーランスに委託する物品等に対し、通常支払われる対価に比べて**著しく低い報酬の額を不当に定める**こと（1項4号）



特定業務委託
事業者
(組織)

検査の有無を問わず、事実上、特定業務委託事業者の支配下に置けば、受領に該当し、以降は「返品」等の問題となる
(5条1項3号、2項2号)

フリーランスが作業に当たって負担する費用を負担せずに、一方的に発注を取り消すことも含まれる

業務委託



フリーランス

⑤購入・利用強制

正当な理由（例：フリーランスに委託する物品等の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合）なく **自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること**（1項5号）

⑥不当な経済上の利益の提供要請

自己のために金銭、役務その他の **経済上の利益を提供させる**こと（2項1号）

⑦不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないにもかかわらず、特定受託事業者の給付の **内容を変更させ**、又はフリーランスの給付を受領した後若しくはフリーランスから役務の提供を受けた後に給付を **やり直させる**こと（2項2号）

以下の場合に問題となる

- ①フリーランスの直接の利益とならない場合
- ②フリーランスの利益との関係を明確にしないで提供させる場合

- **広告等**によりフリーランスの募集を行うときは、その情報について、
- ・ 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、（12条1項）
 - ・ 正確かつ最新の内容に保たなければならない。（12条2項）

- 広告等・・・
- ①新聞、雑誌に掲載する広告
 - ②文書の掲出・頒布
 - ③書面の交付
 - ④ファックス
 - ⑤電子メール・メッセージアプリ等
 - ⑥放送、有線放送等（テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等）



特定業務委託
事業者
(組織)

広告等を活用して
広く提供される募集情報

法が適用
される

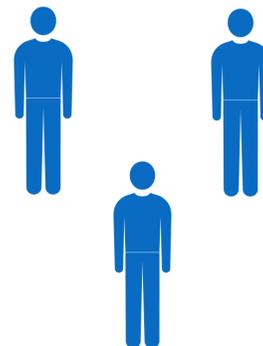
法違反となる例

- 意図的に実際の報酬額よりも高い額を表示（虚偽表示）
- 実際に募集を行う企業と別の企業の名称で募集（虚偽表示）
- 報酬額の表示が、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示（誤解を生じさせる表示）
- 既に募集を終了したにもかかわらず、削除せず表示し続ける（古い情報の表示）

法違反とならない例

- 当事者間の合意に基づき、広告等に掲載した募集情報から実際の契約条件を変更する。

多数（2人以上）



フリーランス
(※)

特定個人（1人）



フリーランス
(※)

特定個人との交渉において
提示される募集情報

法が適用
されない

(※) 業務委託に係る
契約締結前の者も含む

募集情報の事項

具体的な内容の例

① 業務の内容

- ・ 成果物または役務提供の内容
- ・ 業務に必要な能力または資格
- ・ 検収基準
- ・ 不良品の取扱いに関する定め
- ・ 成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲
- ・ 違約金に関する定め 等

② 業務に従事する場所・
期間・時間に関する事項

- ・ 業務を遂行する場所、納期、期間、時間 等

③ 報酬に関する事項

- ・ 報酬の額（算定方法を含む）
- ・ 支払期日
- ・ 支払方法
- ・ 交通費や材料費等の諸経費
（報酬から控除されるものも含む）
- ・ 成果物の知的財産権の譲渡・許諾の対価 等

④ 契約の解除・不更新に
関する事項

- ・ 契約の解除事由
- ・ 中途解除の際の費用・違約金に関する定め 等

⑤ フリーランスの募集を行
う者に関する事項

- ・ フリーランスの募集を行う者の名称・業績 等

募集情報の掲載イメージ

株式会社〇〇	
業務委託 ⑤	
最終更新日: ●●年●月●日 掲載開始日: ●●年●月●日	
業務内容 ①	アプリを使用したデータ(Web漫画等)のカラーリング作業
納期 ②	毎月20日まで
期間	●●年●月～●月
報酬	1話ごと〇〇円
支払方法 ③	毎月●日に口座振込
交通費	なし

実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で求人を掲載していませんか？
(虚偽の表示の禁止)

労働者の募集と混同させる表示をしていませんか？（誤解を生じさせる表示の禁止）

古い情報のまま掲載されていませんか？
(正確かつ最新の表示の義務)

報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示していませんか？
(誤解を生じさせる表示の禁止)

▶特定業務委託事業者は、6か月以上の業務委託（※1）について、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。（13条1項）（※2、3）

▶特定業務委託事業者は、6か月未満の業務委託について、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。（13条2項）

（※1）契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

（※2）特定業務委託事業者は、フリーランスからの申出の内容を把握した上で、配慮の内容を検討し、実施しなければならない。検討の結果、配慮をやむを得ず実施できない場合は、フリーランスに対し、実施できない理由を説明する必要がある。

（※3）①フリーランスからの申出を阻害すること、②フリーランスが申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うことは、「特定業務委託事業者による望ましくない取扱い」に該当する。



フリーランス

育児介護等の配慮に関する
特定業務委託事業者への申出

子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたいです。

介護のためオンラインでの業務に変更したいです。

1 申出の内容等の把握

関係者と調整を
してみます。

2 取り得る選択肢の検討

取引先にも確認します。



特定業務委託
事業者
(組織)

実施できる場合

やむを得ず実施できない場合

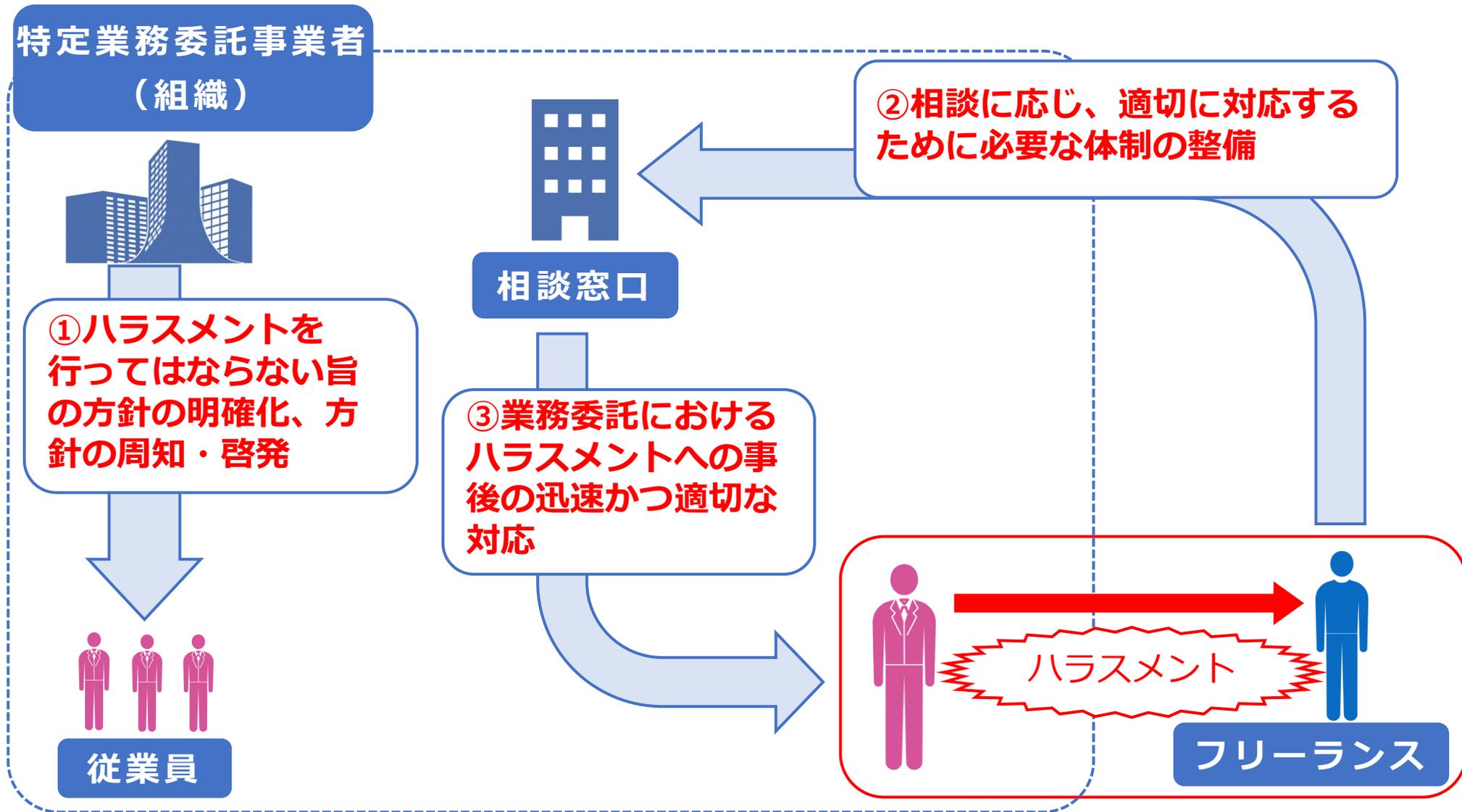
納期を変更し
ます。

3 配慮の内容の
伝達・実施

3 配慮不実施の
伝達・理由説明

今回は現場の作業が必要なので、オンラインへの変更は難しいです。

- 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※）によりフリーランスの就業環境を害することのないよう、
相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない。（14条1項）
 - 特定業務委託事業者は、**フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。**（14条2項）
- （※） 業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント



- (1) 相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、雇用する従業員やフリーランスに周知すること
- (2) フリーランスが相談をしたこと・労働局などに対して申出をして適切な措置を求めたこと等を理由に契約の解除等の不利益な取扱いをされない旨を定め、フリーランスに周知・啓発すること

- ▶ 特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託（※1）に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、フリーランスに対し少なくとも30日前までにその旨の予告をしなければならない。（16条1項）（※2、3）
- ▶ 予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者（フリーランス）が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。（16条2項）（※4）

（※1）契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

（※2）次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、予告は不要となる。

①災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合

②特定受託事業者（フリーランス）に再委託をした場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合

③業務委託の期間が30日以下など短期間である場合

④基本契約を締結している場合で、特定受託事業者（フリーランス）の事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合

⑤特定受託事業者（フリーランス）の責めに帰すべき事由がある場合

（※3）契約の不更新とは、不更新をしようとする意思をもって当該状態になった場合をいい、例えば①切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合や、②断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者（フリーランス）との取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合が該当する。一方、例えば③業務委託の性質上一回限りであることが明らかである場合や、④断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合には、契約の不更新には該当しない。

（※4）①第三者の利益を害するおそれがある場合又は②他の法令に違反することとなる場合には、理由の開示は不要となる。また、事前予告の例外事由に該当する場合も理由開示の請求対象にはならない。

（※5）事前予告や理由開示は、①書面の交付、②ファクシミリ、③電子メール等のいずれかの方法で行う必要がある。

単一の業務委託により6か月以上の期間行う場合

6か月
業務委託

中途解除等に
予告が必要

単一の基本契約により6か月以上の期間行う場合

基本契約
個別の業務委託 個別の業務委託

基本契約、個別の業務委託に関する契約の両方の中途解除等に予告が必要

契約の更新により6か月以上の期間行う場合

業務委託等① 契約の更新 業務委託等②

更新により6か月以上の期間となる業務委託等に関する契約から、中途解除等に予告が必要
（業務委託等①は不要、業務委託等②は必要）

➤報酬の減額等の禁止行為（5条）は「**1か月以上**」、育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条）と中途解除の事前予告等（16条）は「**6か月以上**」の期間の業務委託をする場合が対象

■業務委託の期間の始期と終期

ケース	始期	終期
単一の業務委託の場合	業務委託に係る契約を締結した日 から ※具体的には、 3条に基づき明示する「業務委託をした日」	業務委託に係る契約が終了する日 まで ※具体的には、 ① 3条に基づき明示する「給付受領予定日」 ② 業務委託に係る契約の終了日のうち 最も遅い日
単一の基本契約を締結している場合	基本契約を締結した日から	基本契約が終了する日まで
契約の更新により継続して行う場合	最初の 業務委託等の始期から	最後の 業務委託等の終期まで

取

取引適正化関係
（5条）

就

就業環境の整備関係
（13条、16条）



法適用の開始

始期

終期

契約の更新により
継続して行う場合

4/1

業務委託等
①

契約の空白期間
（1か月未満※）

契約更新

業務委託等
②

取

4/15

取

4/16

取

4/30

就

6/30

就

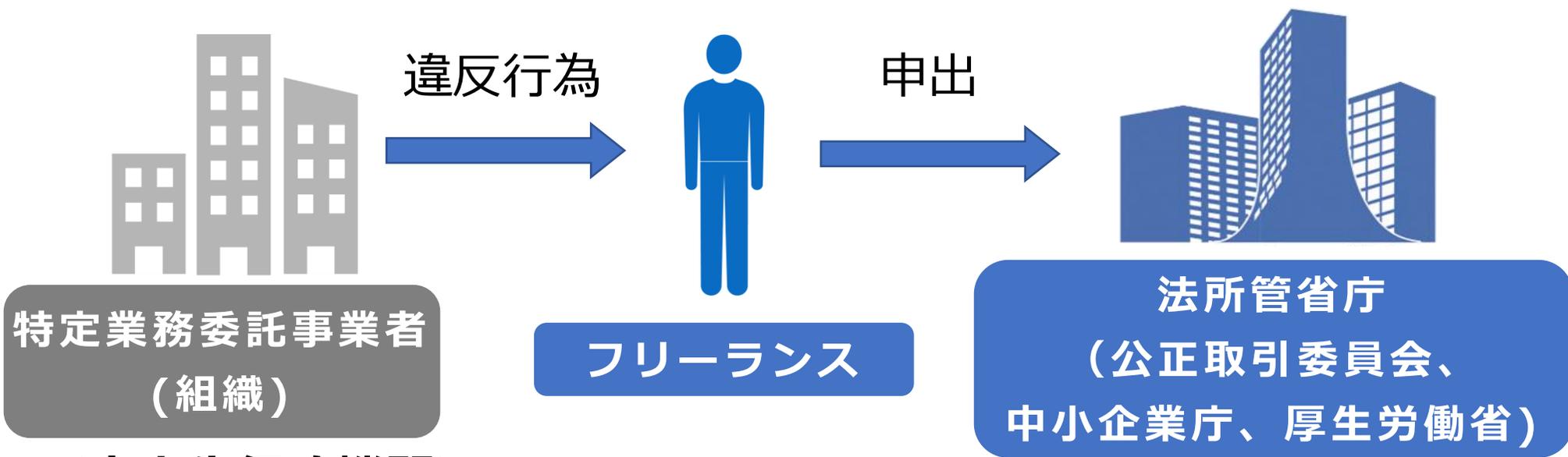
7/1

就

10/10

※「契約の更新」と認められるには、

- ① 契約の当事者が同一であり、給付又は役務提供の内容が一定程度の同一性を有すること
 - ② 空白期間が1か月未満であること
- のいずれも満たす必要がある。



<申出先行政機関>

【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・取引条件の明示義務（3条）
- ・期日における報酬支払義務（4条）
- ・受領拒否・報酬の減額等の行為の禁止（5条）
- ・報復行為の禁止（6条3項）

【厚生労働省】

- ・募集情報の的確表示義務（12条）
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
- ・ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
- ・中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）
- ・報復行為の禁止（17条3項）

<本日のまとめ>

①書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合、書面等により、直ちに、取引条件を明示すること

(業務内容、報酬の額、etc...)

②報酬支払期日の設定・期日内の支払い

発注した物品等を受け取った日から数えて
60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、
期日内に報酬を支払うこと

③禁止行為

フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、
7つの行為を禁止

(受取拒否、報酬の減額、etc...)

④募集情報の的確表示

広告等にフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、

- ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない
- ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならない



⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護等と業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない

(例) 子の急病による納期の変更

介護のために一部業務をオンラインに切り替え
等



⑥ ハラスメント対策に係る体制整備

フリーランスに対するハラスメント行為に関し、必要な措置を講じること

(例) ハラスメントを行ってはならない旨の方針の周知・啓発
相談や苦情に適切に対応するための体制の整備
等

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、

- ・原則として30日前までに予告しなければならない
- ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には開示しなければならない

Q. フリーランス法が適用される業種・業界は？

A. 発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

(例)

- ・ 建設会社から住宅建設の業務の一部を
受託する一人親方
- ・ 企業から同社の訴訟の代理を受託する弁護士

※下請法では、建設業法における建設工事は対象外です。

Q. 契約上は業務委託契約でも、働き方の実態が労働者の場合の適用は？

A. 契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、各法令における「労働者」に該当するかどうか判断されることになります。

Q. 発注事業者は、受注事業者の「従業員」の有無を、どの時点で、どのように確認すればいい？

A. 業務委託をする時点で受注事業者の「従業員」の有無を確認し、当該受注事業者が「従業員を使用」しておらず「フリーランス」に該当する場合には、本法を遵守する必要があります。

※記録に残る方法（メール等）が望ましい。

**Q. 業務委託の時点で、受注事業者が「従業員」
を使用していたが、その後当該「従業員」が退職
し、受注事業者が「従業員」を使用しないもの
となった場合、当該業務委託は本法の対象となる？**

**A. 業務委託をする時点で、受注事業者が「従業員
を使用」しており、当該受注事業者が「フ
リーランス」に該当しない場合、当該業務委託
は、本法の対象となりません。**

Q. 本法及び下請法の両法が適用される発注を行う場合には、発注事業者は受注事業者に対して本法の3条通知と下請法の3条書面の両方を作成する必要がある？

(3条関係)

A. 同一の書面や電子メール等において、両法が定める記載事項を併せて一括で示すことが可能です。

Q. 本法の施行日（令和6年11月1日）以前に行つた業務委託が施行日以後も継続しており、本法における「業務委託」の要件を満たす場合、業務委託事業者は、本法施行後、3条通知による明示を行う必要がある？

(3条関係)

A. 施行日後に行われた「業務委託」が適用対象となりますので、3条通知による明示を行う必要はありません。

※施行日以降の契約更新時は必要です。

Q. 3条通知において業務委託時に明示を要しない「正当な理由」とは、具体的にはどのようなものがある？

(3条関係)

A. 例えば . . .

- ・ **ソフトウェアの作成委託において、業務委託時では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、フリーランスに対する正確な委託内容を決定することができないため、「フリーランスの給付の内容」を定められない場合**
- ・ **放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、業務委託時には、放送番組の具体的な内容については決定できず、「報酬の額」が定められない場合**

Q. フリーランスに対して、給付を受領する期日について業務委託をした日から25日後とする業務委託を行い、3条通知による明示を行った。しかし、フリーランスのミスで作業が遅れた結果、給付を受領した日が業務委託をした日から35日後になった。この場合、当該業務委託は、1か月以上の期間行う業務委託に該当する？

(5条関係)

A. 期間の計算に当たっての終期は、3条通知により明示されていた「給付を受領する期日」とするため、1か月以上の期間行う業務委託には該当しません。

Q. フリーランスの口座に報酬を振り込む際、振込手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する？

(5条関係)

A. 振込手数料をフリーランスが負担する旨を書面又はメール等で合意している場合に、実費の範囲内で差し引くことは該当しません。

Q. フリーランスの給付の内容が委託内容と適合しない場合、作成又は作業過程においてやり直しを求めることは本法上問題となる？

(5条関係)

A. 給付の内容が3条通知に記載された「給付の内容」と適合しないこと等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合は、「フリーランスの責めに帰すべき事由」があるとして、本法上問題となりません。

Q. 公正取引委員会・中小企業庁が所管する内容は、どちらに聞けばいい？
(3条、4条、5条、6条3項関係)

A. どちらでもかまいません。

Q. 他の事業者に募集を委託した場合は？

(12条関係)

A. 情報の訂正・募集の終了・内容の変更を反映するよう、その事業者に速やかに依頼する必要があります。

※繰り返し依頼したにもかかわらず変更等がなされなかった場合、発注事業者の法違反にはなりません。

Q. 育児介護等の配慮の内容として、例えば、どのようなものが考えられる？

(13条関係)

A. 例えば・・・

- ・ 妊婦健診がある日について、打合せの時間を調整してほしいとの申出に対し、調整した上でフリーランスが打合せに参加できるようにすること。
- ・ 妊娠に起因する症状により急に業務に対応できなくなる場合について相談したいとの申出に対し、そのような場合の対応についてあらかじめ取決めをしておくこと。
- ・ 出産のため一時的に特定業務委託事業者の事業所から離れた地域に居住することとなったため、成果物の納品方法を対面での手渡しから宅配便での郵送に切り替えてほしいとの申出に対し、納品方法を変更すること。

Q. 消費者や第三者を保護する観点などから、業務委託契約について即時解除する必要がある場合があるが、記載されている事例に該当しない限り、「フリーランスの責めに帰すべき事由」として認められない？

(16条関係)

A. 記載されている事例は限定列挙ではありません。例えば・・・

- ・自動車運転の業務において、交通ルール等の遵守を周知しているにもかかわらず、危険運転を行うことやナンバープレートの表示などのルール等を遵守していない場合。
- ・配達を伴う業務において商品が届けないなど、業務委託契約に定められた業務の重要な部分を合理的な理由なく行わない場合。

<各種パンフレット>

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット

ここからはじめる フリーランス・事業者間 取引適正化等法

令和6年11月1日施行



内閣官房

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

フリーランス^(※)の皆さまへ

(※)特定受託事業に従事する方

令和6年11月から 労災保険に特別加入できるようになります

(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行日から加入できます)

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

「フリーランス(特定受託事業者^{※1})が企業等(業務委託事業者^{※2})から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

- (※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- (※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

フリーランス、個人事業主などで

契約・お仕事上のトラブルに

お悩みの方へ

相談料
無料

相談から解決まで、
弁護士がワンストップでサポートします!

相談無料	秘密厳守	匿名相談可
対面・Web相談可	和解あっせん手続費用無料	

受付時間
9:30～16:30(土日祝日を除く)

こんなトラブル、私たちに**ご相談ください!**

あいまいな契約

報酬が明示されない状態での作業遂行口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。

報酬の未払い

報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし、結核後のクライアント会社の倒産、音信不通。

ハラスメント

精神的な攻撃や契約にない作業の提案、一方的な契約の解消などのパワハラ行為、セクハラ行為。

企業などの発注事業者からお仕事を受注する
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様のサポートします!

フリーランス・トラブル110番

運営事業者 第二東京弁護士会
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房 公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。

届先
〒110-0013 東京都千代田区有明1-1-1 日本橋三井ビルディング

0120-532-110

通話無料 / 受付時間 9:30～16:30(土日祝日を除く)

help@freelance110.jp

対面やWeb(ビデオ通話)でもご相談を受け付けています。

公式サイトはコチラ
<https://freelance110.jp/go>

公式サイトでは法律関係の最新情報や相談のやりかたも掲載しています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が委託して運営しています。

☆厚生労働省HP特設ページ

「フリーランスとして業務を行う方・
フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

厚労省 フリーランス **検索**



<相談先一覧>

○取引の適正化に関するもの（第3条、第4条、第5条、第6条第3項）

公正取引委員会 近畿中国四国事務所

06-6941-2206

（管轄区域：兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県）

又は 近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

06-6966-6037

（管轄区域：兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県）

○就業環境の整備に関するもの（第12条、第13条、第14条、第16条、第17条第3項）

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

078-367-0820

○フリーランス・トラブル110番

0120-532-110（受付時間9:30～16:30 土日祝を除く）